

伊勢原市景観ガイドラインー基本編

令和六年 三月 改定



顔

地域

骨格

Landscape Guidelines for Isehara City

## はじめに

伊勢原市は、大山の眺望、緑豊かな自然、里地里山や田園風景の広がり、歴史・文化を感じるまちなみ、また、日々の暮らしの様子など、個性と魅力ある多様な景観が形成されています

今後のまちづくりでは、このような先人たちから引き継がれたまちの景観をまもり、はぐくみ、また、さらに磨きをかけながら、次代に引き継いでいくことが私たちの大切な役割といえます。

このため市では、平成 25 年度に景観法に基づく「伊勢原市景観計画（以下、「景観計画」といいます。）」の策定及び「伊勢原市景観条例（以下、「景観条例」といいます。）」の制定とともに、その内容を具体的な指針として示す「伊勢原市景観ガイドライン」を作成し、景観まちづくりを推進してきました。

こうした中、本市のまちの様相の変化や計画期間の満了に伴う景観計画の改定にあわせて、「伊勢原市景観ガイドライン（基本編）」の見直しを行いました。

今後も、見直しした本ガイドラインを参照し、建築などの行為の際は、その考えを十分に反映した上で、主体的な景観まちづくりに取り組んでください。

## 目 次

### I 景観ガイドラインの位置づけ

1. 目的と位置づけ-----1
2. 区域-----1

### II 景観まちづくりの目標と方針

1. 景観まちづくりの目標と基本方針-----2
  - (1) 景観の顔をつくる / 景観まちづくりの基本方針①-----3
  - (2) 景観の骨格をつくる / 景観まちづくりの基本方針②-----4
  - (3) 地域らしさをつくる / 景観まちづくりの基本方針③-----5

### III 景観形成の配慮事項

1. 項目別の配慮事項-----8

### IV 届出対象行為及び手続

1. 届出対象行為-----46
2. 手続-----47
  - (1) 手続の流れ-----47
  - (2) チェックシートの活用-----48